

東北電力ネットワーク（株）配電部制定
「一般用電気工作物調査基準」

平成 6年 4月 1日（制定）
2023年10月 1日（第17回改正）

東北七県電気工事組合連合会

目 次

I. 総 則

1. 目 的	1
2. 共通事項	1

II. 新 増 設 調 査

1. 報告書の種類および様式	3
2. 調査項目	3
(1) 絶縁抵抗測定	3
(2) 接地抵抗測定	4
(3) 点 検	4
3. 調査の実施	4
(1) 新增設調査担当個所	4
(2) 調査の依頼	4
(3) 調査の実施および調査結果の処理	4
(4) 調査計画担当個所の処理	6
(5) 再調査	6
(6) 再々調査	6
(7) 供給停止	6
(8) 契約変更作業時等の取扱い	7
4. 調査状況の管理	7
(1) 「一般用電気工作物調査報告書」および「一般用電気工作物調査年報」の作成	7
(2) 「再通知お客さま名簿」の作成	7

III. 定 期 調 査

1. 報告書, 機械作表の種類および様式	8
(1) 報告書の種類および様式	8
(2) 機械作表の種類および様式	9
2. 調査項目	1 1
(1) 屋外における調査	1 1
(2) 屋内における調査	1 1
(3) お客さま不在時等における調査	1 1

3. 調査頻度	1 2
4. 調査計画	1 3
(1) 「定期調査サイクル表」の作成	1 3
(2) 「一般用電気工作物定期調査記録書」の作成	1 3
(3) 個別管理電気工作物の補完	1 3
(4) 「一般用電気工作物総お客さま口数一覧表」 および「定期調査総お客さま口数一覧表」の作成	1 4
(5) 各種リスト・一覧表の取扱い	1 4
5. 調査の実施	1 5
(1) 調査計画担当個所の処理	1 5
(2) 調査機関の処理	1 5
(3) 受託電気工作物の調査	1 7
(4) 年1回以上調査対象電気工作物等の調査	1 7
(5) 非機械調定分の調査	1 7
6. 調査結果の処理	1 7
(1) 技術基準に適合している場合	1 7
(2) 技術基準に適合していない場合	1 8
(3) 再調査	1 8
(4) 改修促進	1 8
(5) 再々調査	1 8
(6) 供給停止などの緊急措置を要するお客さまの取扱い	1 9
7. 調査結果の報告	1 9
8. 調査委託費の支払い	1 9
9. 臨時調査の実施	2 0

(最終ページ: 2 0)

一般用電気工作物調査基準

Ⅰ．総 則

1. 目 的

この基準は、一般用電気工作物の調査に関する取扱いについて定め、正確かつ適正な業務処理を行うことを目的とする。なお、発電設備に係る調査については、「太陽光発電設備等の低圧系統連系に伴う現地調査に関する事務取扱い」に準ずる。

2. 共通事項

(1) 調査の実施

調査は、その趣旨を説明し、お客さまの承諾を得て実施する。

(2) 身分証明書の携帯

調査員は、身分を示す証明書を携帯し、お客さまの要求があったときはこれを提示する。

(3) 調査員の資格

調査は、次のいずれかに該当する者が実施する。

- a. 電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている
- b. 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士又は同条第2項に規定する第二種電気工事士
- c. 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令に基づく大学、旧専門学校令に基づく専門学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく実業学校において電気工学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

(4) 調査の拒否

お客さまから調査に関する承諾を得ることができない場合は、調査を実施しない。この場合には、一般用電気工作物調査成績書兼記録書または一般用電気工作物定期調査記録書にお客さまの認印を受け、その旨を記録する。なお、お客さまから認印を拒否された場合は、併せてその旨を記入する。

(5) 調査記録の保存

- a. 調査記録は、4年間保存する。ただし、受託電気工作物については、5年間保存する。
- b. 調査計画個所は、調査機関の調査記録保管状況について、適宜確認する。

(6) 一般送配電業務に係る行為規制の遵守

本基準においては、「一般送配電業務に係る行動規範（規程）」（NW企－1）および「一般送配電業務に関する情報取扱基準」（NW企－0－1）の一般送配電業務に係る行為規制を遵守する。また、「配電部門行為規制対応マニュアル」を遵守するとともに、業務運営および社員等の行動において疑義が生じた場合は、配電部門行為規制相談窓口にお問い合わせする。

II. 新 増 設 調 査

1. 報告書の種類および様式

報告書の種類および様式は、次のとおりとする。

報 告 書 類	作 成 個 所	作成単位	提 出 先	提出時期	様 式
一般用電気工作物調査 結果のお知らせ	調査担当個所		お客さま	随 時	2- 1
一般用電気工作物 調 査 成 績 書 兼 記 録 書	お客さま (工事会社)		お客さまサービス サービスセンター	随 時	2- 2
	調査担当個所		調査計画担当個所 お客さま※		
一般用電気工作物 中間調査申込書	お客さま (工事会社)		お客さまサービス サービスセンター	随 時	2- 3
低圧自家用お客さま 異 動 一 覧 表	お客さまサービス		調査計画担当個所	月 報	2- 4
一般用電気工作物調査 についてお願い	調査担当個所		お客さま	随 時	2- 5
一般用電気工作物 調 査 報 告 書	調査担当個所		調査計画担当個所	月 報	2- 6
一般用電気工作物 調 査 年 報	調査計画担当個所 支 社 (配電)	電力センター 支 社	支 社 (配電) 配 電 部	年 報	2- 7
再通知お客さま名簿	調査計画担当個所	電力センター	支 社 (配電) 配 電 部	年 報	2- 8

※技術基準に適合していない場合

2. 調査項目

需給地点以降負荷側の一般用電気工作物に対し、次の事項について「電気設備の技術基準」（以下「技術基準」という。）ならびに社団法人日本電気協会が作成する「内線規程」に適合しているかどうかを調査する。

(1) 絶縁状態の確認

引込口開閉器以下について、電線相互間および全回路一括したもの（主回路）と大地との間の絶縁状態を確認するために絶縁抵抗計または漏れ電流計を用いて測定を行い、これが規定値に適合しているかどうか調査する。

調査の結果、絶縁抵抗値が規定値以下の場合は、各分岐回路ごとに測定し、具体的な不良個所を調査する。なお、電線相互間は、危険のおそれがない場合は省略することができる。

(2) 接地抵抗測定

「技術基準」に基づく接地工事については、接地抵抗測定を行い、これが規定値に適合しているかどうか調査する。ただし、この測定が困難な場合は、調査対象の電気工作物に関する工事を実施した工事会社の測定記録によりこの測定にかえることができる。

(3) 点検

露出部分および容易に点検できるいんぺい部分の配線ならびに接続されている機器については、目視点検を行い、不良個所の有無を調査する。特に、単相3線式の開閉器等の端子部などに対しては、可能な限り端子部の点検を実施し、不具合が認められた時には増締め等適切な措置を実施する。

3. 調査の実施

(1) 新增設調査担当個所

新增設調査担当個所（以下「調査担当個所」という。）は、配電工事課または配電課の調査担当個所およびサービスセンターとする。

(2) 調査の依頼

お客さまサービスまたはサービスセンターの受付担当個所（以下「受付担当個所」という。）は、新增設工事が完成した場合および中間調査の依頼がある場合は、お客さまから調査に必要な書類の提出を受け、記載事項などを点検し、調査担当個所に調査に必要な書類を回付する。

なお、お客さまから提出を受ける書類とは、次のものをいう。

a. 新增設工事が完成した場合

(a) 工事が自主的に作成した「一般用電気工作物調査成績書兼記録書（以下「調査記録書」という。）」（様式2-2）

(b) 「配線図」

b. 中間調査の依頼がある場合

「一般用電気工作物中間調査申込書」（様式2-3）

(3) 調査の実施および調査結果の処理

a. 調査担当個所は、受付担当個所から回付された新增設関係書類を点検し、需給開始日までに調査を実施する。また、工事が自主的に作成した「一般用電気工作物調査成績書兼記録書（以下「調査記録書」という。）」（様式2-2）を現地で回収した書類により点検・調査を行う。

なお、増設工事については、「配線図」および「調査記録書」により書類調査を行い、需給または使用開始後すみやかに調査を行うことができる。ただし、回路増設を伴う増設工事および需給申込みを伴う増設工事については、需給または使用開始後1週間以内に調査を行う。

b. 調査担当個所は、調査の結果を次により処理する

(a) 技術基準に適合している場合

i. 「一般用電気工作物調査結果のお知らせ（以下「お知らせ」という。）」（様式2-1）に必要事項を記入し、お客さまに通知する。

ii. 「調査記録書」（様式2-2）に必要事項を記入し、整理・保管する。「調査記録書」の保管個所は、サービスセンター実施分を含め、調査担当個所とする。

(b) 技術基準に適合していない場合*

i. 「調査記録書」に必要事項を記入し、お客さまに通知する。

ii. 「調査記録書」に必要事項を記入し、一時保管のうえ、再調査に備える。

*増設工事に伴う新增設調査結果の判定は増設設備が技術基準に適合しているかにより実施する。既設設備が技術基準に適合していない場合は、技術基準への不適合項目をお知らせ事項としてお客さまに通知する。

c. 低圧自家用のお客さまについては、次により処理する。

(a) 電気使用申込書等により、電気主任技術者または保安業務の委託契約者等の立会いを求め、電気工作物の試験・検査記録などを確認のうえ送電する。

(b) 低圧自家用のお客さまが、需給契約の変更により一般用電気工作物となった場合は、前記

(3) の a, b に準じた調査を行う。

(c) 上記 (a), (b) の場合, 調査担当個所は, 電気使用申込書等により「低圧自家用お客さま異動一覧表 (以下「異動一覧表」という。)」 (様式 2-4) を作成し, 調査計画担当個所へ回付する。

d. 需給契約に係わるものの取扱い【配電委託基準 (配-0-25 の再記)】

(a) 容量および台数などが相違しているもので, お客さまがその機器の使用または取消しを希望される場合は, 原則として発注者の供給設備およびお客さまの配線設備に支障がないもの限り, 「配線図」および「電気使用申込 (控)」 (仕様書様式 2-22-2-1) の訂正を行う。

ただし, 訂正者および訂正年月日を明らかにしておく。

(b) 供給設備およびお客さまの配線設備に支障があるものは, 発見の都度, 調査担当個所を通じてすみやかに発注者へ連絡する。

(c) 広範囲にわたり相違する場合は, 電気工事施工者へ図面の再提出を求めることができる。ただし, 発注者を通じて行う。

e. 電気工作物区分に係わるものの取扱い【配電委託基準 (配-0-25 の再記)】

新設のお客さまのうち, 調査時点で判明した次のものについて, 「異動連絡票」 (仕様書様式 2-22-4) に記入し「電気使用申込 (控)」に添付して発注者へ提出する。

(a) 自家用電気工作物に該当する設備

(b) 次に該当する設備

i. 寝たきり老人宅 (一人住まいの場合に限る) および自治体または公益法人が所有するプール施設であって, 公衆または特定多数の人が利用するもの。

ii. 次の (i) ~ (vi) に属する一般用電気工作物 (電灯・電力の合計契約電力が 10 kW 以上のものに限る。)

(i) 公衆浴場法 (昭和 23 年法律第 139 号) に基づく公衆浴場。ただし, 蒸気浴を行うもの, 電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用するものおよび個室内において客に接触する役務を提供するものを除く。

(ii) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく幼稚園, 小学校, 中学校, 盲学校, ろう学校および養護学校。

(iii) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に基づく保育所。

(iv) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) に基づく病院および診療所であって, 患者を収容する設備を有するもの。

(v) 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) に基づく老人福祉施設。

(vi) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) に基づく重要文化財 (建築設備に限る。)

f. 不在の場合は次により処理する。

(a) 「一般用電気工作物調査についてお願い」 (様式 2-5) を発行し, 訪問したことをお客さまへお知らせする。なお, 訪問後にお客さまから連絡があった場合は, その希望日時に訪問する。

(b) 調査担当個所は, 調査記録書に訪問月日および不在であった旨を明記するとともに, 受付担当個所と協力をして次回訪問日の調整を行う。

(4) 調査計画担当個所の処理

調査計画担当個所は, 調査担当個所から回付された「異動一覧表」を点検のうえ整理・保管する。

なお, 「異動一覧表」の写を, 委託契約を結んでいる電気事業法第 89 条第 1 項に基づく登録調査機関 (以下「調査機関」という。) に送付する。

(5) 再調査

調査担当個所は、新增設調査の結果改修を要する個所があり、通知を行ったお客さまについて、お客さまから「調査通知書」により改修完了の通知を受けた場合、または通知を行った日から3か月を目途として改修催促を行い改修完了連絡があり、お客さまから調査の求めがあった場合には、再調査を実施する。再調査の結果は、前記(3)に準じて処理する。

(6) 再々調査

調査担当個所は、再通知後お客さまから改修完了の通知を受けた場合で調査の求めがあった場合には、再々調査を実施する。再々調査の結果は、前記(3)に準じて処理する。

(7) 供給停止

調査の結果、絶縁抵抗値の不良等、明らかに電気出火、感電事故等の発生が予想される場合、調査担当個所はお客さまの承諾を得て、当該一般用電気工作物への供給を停止する等適切な処置を行う。

(8) 契約変更作業時等の取扱い

アンペア変更、再新、復活などの作業が伴う場合は、使用を開始する前に、原則として定期調査に準じた調査を行う。

4. 調査状況の管理

(1) 「一般用電気工作物調査報告書」および「一般用電気工作物調査年報」の作成

- a. 調査担当個所は、毎月「一般用電気工作物調査報告書（以下「調査報告書」という。）」（様式2-6）を作成し、調査計画担当個所に報告する。
- b. 調査計画担当個所は、調査報告に基づき、「一般用電気工作物調査年報（以下「調査年報」という。）」（様式2-7）を作成し、支社（配電）に提出する。
- c. 支社（配電）は、電力センター別支社計の調査年報を作成し、翌年度の4月30日までに配電部へ提出する。

(2) 「再通知お客さま名簿」の作成

- a. 調査担当個所は、再調査の結果、技術基準に適合しておらず、再通知を行い改修完了通知のないお客さまおよび再々調査の結果、技術基準に適合していないお客さまについて、「再通知お客さま名簿」（様式2-8）を作成し、調査計画担当個所に提出する。
- b. 調査計画担当個所は、「再通知お客さま名簿」を整理し保管する。

Ⅲ. 定 期 調 査

1. 報告書，機械作表の種類および様式

(1) 報告書の種類および様式

報告書の種類および様式は，次のとおりとする。

報 告 書 類	作 成 個 所	作成単位	提 出 先	提出時期	様 式
一般用電気工作物 総お客さま口数 一覧表	調査計画担当個所	電力センター	支社（配電）	年 報	3- 2
	支社（配電）	支 社	配電部		
	配電部	支 社	調査機関		
定 期 調 査 総お客さま口数 一覧表	調査計画担当個所	電力センター	支社（配電）	年 報	3- 3
	支社（配電）	支 社	配電部		
	配電部	支 社	調査機関		
電気設備定期 調査ご案内	調査担当個所 （調査機関）		お客さま	随 時	3- 4 調査機関 制定
非機械調定分※ 異動内訳表	お客さまサービス		調査計画担当個所	月 報	3- 5
一般用電気工作物 調査点検済証	調査担当個所 （調査機関）		お客さま	随 時	3- 6
電気設備定期調査 結果のお知らせ	調査担当個所 （調査機関）		お客さま	随 時	3- 7(1)
電気設備不良の お知らせ（控）	調査担当個所 （調査機関）		調査担当個所 （調査機関）	随 時	3- 7(2)
電気設備不良の お知らせ（再調査用）	調査担当個所 （調査機関）		お客さま	随 時	3- 7(3)
電気設備不良の お知らせ	調査担当個所 （調査機関）		お客さま	随 時	3- 7(4)
改修完了はがき	調査担当個所 （調査機関）		お客さま	随 時	3- 8
	お客さま		調査計画担当個所 （調査機関）		
お客さま通知整理簿 定期調査兼記録書※1	調査担当個所 （調査機関）		調査計画担当個所 （当 社）	月 報	3- 9
細部調査連絡処理票 ※1	調査担当個所 （当 社）		調査計画担当個所 （調査機関）	随 時	3-10
一般用電気工作物 調 査 年 報	調査計画担当個所 （調査機関）		配電部	年 報	2- 7
定期調査データ 変更連絡票	調査計画担当個所	電力センター ・支社	配電部	随 時	3- 24

※非機械調定とは，営業マスタにお客さまの契約情報等がないため，電気料金を手計算により算出した金額で確定すること。

報告書類	作成個所	作成単位	提出先	提出時期	様式
月別地区別 調査業務計画表	調査機関				調査機関 制定
調査カード	調査機関				調査機関 制定
調査手数料集計表	調査機関		調査計画担当個所	月報	調査機関 制定
調査実施内訳集計表	調査機関		調査計画担当個所	月報	調査機関 制定
調査状況集計表	調査機関	電力センター計	調査計画担当個所	月報	調査機関 制定
		電力センター計 支社計	調査計画担当個所 支社(配電)		
		支社別 全社計	配電部		

(2) 機械作表の種類および様式

機械作表の種類および作表は、次のとおりとする。

作表名	作表区分	配布先および部数				作成時期	様式
		調査機関	電力センター	支社	配電部		
定期調査サイクル表 (予定)	電力センター		1			12月1日	3-1(1)
定期調査サイクル表 (確定)	電力センター		1			毎年1月末	3-1(2)
定期調査町字別 お客さま数一覧表	電力センター (班・SC別) 電力センター計	1	1			毎年6月末 毎年9月末 毎年12月末 毎年1月末 毎年3月末	3-11
	電力センター (班・SC別) 電力センター計 支社計			1			
	全社計	1			1※1		
一般用電気工作物 定期調査計画書 (月報計画分)	電力センター (調査機関別) 電力センター計	1	1			毎年12月上旬 毎年2月上旬	3-12
	電力センター (調査機関別) 電力センター計 支社計 (調査機関別)	1		1			
	支社計 (調査機関別) 全社計 (調査機関別)	1			1※1		

作 表 名	作表区分	配布先および部数				作成時期	様 式
		調査機関	電力センター	支 社	配電部		
一般用電気工作物 定期調査記録書 (月報)	電力センター	1				調査実施の 2ヶ月前	3-13
プール施設一覧表 (年報)	電力センター		1			毎年2月上旬	3-16
プール施設一覧表 (年報追加分)	電力センター		1			毎年 4月、5月、 6月上旬	3-16 (1)
年1回以上調査対象 電気工作物一覧表 (年報)	電力センター		1			毎年2月上旬	3-17
年1回以上調査対象 電気工作物一覧表 (年報追加分)	電力センター		1			毎年 4月、5月、 6月上旬	3-17 (1)
受託電気工作物 一覧表 (年報)	電力センター		1			毎年2月上旬	3-18
受託電気工作物 一覧表 (年報追加分)	電力センター		1			毎年 4月、5月、 6月上旬	3-18 (1)
発電用電気工作物 一覧表 (年報)	電力センター		1			毎年2月上旬	3-19
発電用電気工作物 一覧表 (年報追加分)	電力センター		1			毎年 4月、5月、 6月上旬	3-19 (1)
4年度超過対象警告 リスト	電力センター		1			毎月※2	3-20
定期調査未計画リスト	電力センター		1			毎月※3	3-21
調査対象外一覧表	電力センター		1			12月、 1月、2月	3-22
調査機関確認リスト	電力センター		1			1月15日 (土日祝日は繰延べ)	3-23
定期調査対象変更 お客さまリスト	配電部				1	毎月上旬	3-25

(注1) () は、保安協会の本部、事業本部および保安協会以外の調査機関の各県の事業所に各1部配布する。

(注2) ※1印は、保安協会の本部、事業本部および保安協会以外の調査機関の各県の事業所に各1部配布する。

(注3) ※2印は、期中に定期調査の計画を変更し、4年度超過となった場合、毎月、電力センターに配布する。

(注4) ※3印は、調査計画が未登録の町字がある場合、毎月、電力センターへ配布する。

2. 調査項目

定期調査の基本的な項目は、次のとおりとする。

(1) 屋外における調査

屋外に露出して施設されている引込口配線，屋外配線等について，目視等により他物との離隔その他の施設状況についての確認を行う。

(2) 屋内における調査

a. 分電盤における調査

(a) 外観調査

目視等により破損や異臭その他の施設状況についての確認を行う。

(b) 絶縁状態の確認

絶縁抵抗計又は漏れ電流計を用いて，主開閉器から負荷側の電路の，絶縁状態の確認を行う。

(c) 開閉器の端子点検

単相三線式の配線設備を有するお客さまにあつては，中性線が欠相することによる事故を防止するため，開閉器の端子部の点検を行う。

b. お客さまへの問診等

電気の使用に伴う危険の発生を防止するためのリーフレットおよび長期使用製品安全点検制度の周知のためのリーフレット（以下「電気の使用に伴う危険の発生を防止するためのリーフレット等」という）を用いて，居室内での電気機械器具の安全確保のポイントなど，電気の使用に伴う危険の発生を防止するための自己診断方法等についての説明を行う。また，お客さま施設の状況に応じた電気安全の助言を行うとともに，お客さまの電気安全に係る意識の醸成を図る。

(3) お客さま不在時等における調査

お客さまの不在等により分電盤における調査やお客さまへの問診が行えない場合にあつては，屋外の測定可能な場所において電路の絶縁状態の確認等を行うとともに，電気安全に係る周知を図る。

3. 調査頻度

定期調査の頻度は、次のとおりとする。

調 査 対 象		調査頻度
寝たきり老人宅（1人住いの場合に限る。）		該当することが確認されたとき以降、毎年1回以上（※3）
自治体または公益法人が所有するプール施設であって、公衆または特定多数の人が利用するもの（※1）		
公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく公衆浴場 ただし、蒸気浴を行うもの、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用するものおよび個室内において客に接触する役務を提供するものを除く。	電灯電力の合計が10kW以上のものに限る。	
学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校および養護学校）		
児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所		
医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院および診療所であって、患者を収容する施設を有するもの		
老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉施設		
文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく重要文化財（建築設備に限る。）		
受 託 電 気 工 作 物（※2）		4年に1回以上
上 記 以 外 の一般用電気工作物		（※4） 4年に1回以上

（※1）プールを有する一般用電気工作物すべてを対象とする。ただし、受託電気工作物を除く。

夏期に使用するプールを有する一般用電気工作物の調査時期は、各年のプールの使用前に行う。

（※2）受託電気工作物とは、電気事業法施行規則第96条第1項第1号ロによる所轄産業保安監督部長の承認を得た法人が、保守管理業務を受託した一般用電気工作物をいう。

（※3）「毎年1回以上」とは、前回の調査実施年度から数えて1年目の年度内をいう。

（※4）「4年に1回以上」とは、前回の調査実施年度から数えて4年目の年度内をいう。

4. 調査計画

(1) 「定期調査サイクル表」の作成

- a. 調査計画担当個所は、当該電力センター管内の定期調査サイクルに基づき、「定期調査計画登録画面 (MC01)」から定期調査計画の登録・修正を行い「定期調査計画登録画面 (MC01)」の印刷等により権限者の承認を受ける。なお、定期調査計画の登録・修正は、日地割変更など必要の都度見直しを行い「定期調査計画登録画面 (MC01)」の印刷等により権限者の承認を受ける。
- b. 調査計画担当個所は、東北インフォメーション・システムズ (株) (以下、「TOiNX」という。) より送付される「定期調査サイクル表 (予定)」 (様式 3-1(1)) および「一般用電気工作物定期調査計画書 (月報計画分)」 (様式 3-12) の内容について、計画に漏れ落ちがないことを確認のうえ、権限者の承認後に各調査機関へ送付する。
- c. 調査機関は、送付された「定期調査サイクル表 (予定)」 (様式 3-1(1)) および「一般用電気工作物定期調査計画書 (月報計画分)」 (様式 3-12) を確認し、修正がある場合は、毎年1月20日までに調査計画担当個所へ修正を依頼する。
- d. 調査計画担当個所は、調査機関からの依頼内容を審査のうえ「定期調査計画登録画面 (MC01)」から毎年1月末日までに修正入力し「定期調査計画登録画面 (MC01)」の印刷等により権限者の承認を受ける。
- e. TOiNX は、毎年1月末日の「定期調査計画」に基づき、「定期調査サイクル表 (確定)」 (様式 3-1(2)) および「一般用電気工作物定期調査計画書 (月報計画分)」 (様式 3-12) を前記 1 (2) に基づき関係個所へ送付する。
- f. 調査計画担当個所は、TOiNX より送付された「定期調査サイクル表 (確定)」 (様式 3-1(2)) および「一般用電気工作物定期調査計画書 (月報計画分)」 (様式 3-12) の内容について、計画に漏れ落ちがないことを確認のうえ、権限者の承認を受ける。

(2) 一般用電気工作物定期調査記録書および定期調査対象データの作成

- a. TOiNX は、調査機関が保安協会 (調査機関コード: 01) 以外の場合に「一般用電気工作物定期調査記録書 (月報) (以下「定期調査記録書」という。))」 (様式 3-13) を作成し、調査予定月の2か月前に調査計画担当個所に送付する。
また、調査機関が保安協会 (調査機関コード: 01) の場合は、調査予定月の2か月前に定期調査データを作成し保安協会へ送信する。
- b. TOiNX は、毎年2月末日までに「一般用電気工作物 (プール施設)」「一般用電気工作物定期調査記録書 (年1回以上調査対象電気工作物)」のデータを保安協会へ送信する。

(3) 個別管理電気工作物^{*}の補完

- a. TOiNX は、毎年2月上旬に「プール施設一覧表 (年報)」 (様式 3-16)、「年1回以上調査対象電気工作物一覧表 (年報)」 (様式 3-17)、「受託電気工作物一覧表 (年報)」 (様式 3-18) および「発電用電気工作物一覧表 (年報)」 (様式 3-19) を調査計画担当個所へ送付する。
- b. また、TOiNX は、上記 a. の帳票出力処理後に同一年度内で新設された個別管理電気工作物について毎年4月上旬に「プール施設一覧表 (年報追加分)」 (様式 3-16(1))、「年1回以上調査対象電気工作物一覧表 (年報追加分)」 (様式 3-17(1))、「受託電気工作物一覧表 (年報追加分)」 (様式 3-18(1)) および「発電用電気工作物一覧表 (年報追加分)」 (様式 3-19(1)) を調査計画担当個所へ送付する。
- c. 調査計画担当個所は、上記帳票に異動等を記入し管理・保管する。

^{*}個別管理電気工作物とは、電気工作物区分が一般 (コード: 0) 以外の電気工作物であり、調査頻度や調査時期など個別に管理する必要がある電気工作物。

- (4) 「一般用電気工作物総お客さま口数一覧表」および「定期調査総お客さま口数一覧表」の作成
- a. 調査計画担当個所は、TOiNX より毎年3月末に送付される「定期調査町字別お客さま数一覧表」の口数に、非機械調定分を加算し、「一般用電気工作物総お客さま口数一覧表」(様式3-2)を作成する。
(算定式) 一般用電気工作物総お客さま口数=①+②
①: 定期調査町字別お客さま一覧表の口数
②: 非機械調定分の口数
 - b. 調査計画担当個所は、「定期調査計画書」等をもとに「定期調査総お客さま口数一覧表」(様式3-3)を調査機関別に作成する。
 - c. 調査計画担当個所は、「一般用電気工作物総お客さま口数一覧表」および「定期調査総お客さま口数一覧表」を4月15日までに支社(配電)に送付する。
 - d. 支社(配電)は、電力センター単位にとりまとめ、4月20日までに配電部に送付する。
 - e. 配電部は、支社単位にとりまとめ、4月25日までに保安協会の本部、保安協会以外の調査機関の各県の事業所に通知する。

(5) 各種リスト・一覧表の取扱い

- a. 調査計画担当個所は、TOiNX から送付された「4年度超過対象計画リスト」(様式3-20)、「定期調査未計画リスト」(様式3-21)、「調査対象外一覧表」(様式3-22)、「調査機関確認リスト」(様式3-23)の出力の都度、内容を確認し定期調査計画の入力等、適正な処理を行い管理職に報告する。
- b. 配電部は、「定期調査対象変更お客さまリスト」(様式3-25)がTOiNX から送付された場合、内容を確認後、写しを対象電力センターへ送付する。電力センターは、配電部から送付された「定期調査対象変更お客さまリスト(写)」と「4年度超過対象警告リスト」を確認し、双方のリストに同一のお客さまが抽出されているか確認する。
 - (1) 同一のお客さまが抽出されている場合
電気工作物区分が変更になった経緯について、電気使用申込状況や契約センターへの確認等により、適正な定期調査サイクルとなっているか確認する。
 - (2) 同一のお客さまが抽出されていない場合
抽出された原因(日地割変更や種変等)を確認し、原因に応じた適切な処理を実施する。
- c. なお、「4年度超過対象計画リスト」(様式3-20)に抽出されるお客さまについて、前回調査年月を個別に修正する場合は、「定期調査データ変更連絡票」(様式3-24)を支社(配電)で取り纏めのうえ、配電部へ送付する。

5. 調査の実施

(1) 調査計画担当個所の処理

- 調査計画担当個所は、TOiNX から送付された「定期調査記録書」を「定期調査計画書」等と照合・確認し、調査機関に回付する。
- ただし、調査機関が保安協会(調査機関コード:01)の場合は、TOiNX よりデータが送信されることから、調査計画担当個所へは送付されない。

(2) 調査機関の処理

- 調査機関は、調査計画担当個所から回付された「定期調査記録書」等により、需給地点以降負荷側の一般用電気工作物について、次に掲げる内容を実施する。
- a. 屋外における調査

- (a) 引込口配線取付点等の絶縁処理状況の確認
- (b) 引込口配線等と他物との離隔状況の確認
- (c) 引込口配線等と他物との接触などの電線の損傷状況の確認
- (d) 引込口配線支持等への電線の固定状況の確認
- (e) 建物等の貫通部における電線及び引込口の保護状況の確認
- (f) その他屋外設備の施設状況の確認

※プール施設については、接地工事（接地抵抗測定を含む。）、漏電遮断器および過負荷保護装置の有無についても調査し、接地抵抗は、各接地極ごとに測定する。ただし、床面がコンクリートなどで測定できない場合は、施設状況について目視点検を行う。

b. 屋内における調査

(a) 分電盤における調査

- i. 分電盤及び開閉器の破損、充電部露出、変形、異臭、錆、塵埃、端子部の異常などの施設状況の確認
- ii. 開閉器容量に対する電線容量の適切な組合せの確認
- iii. 絶縁状態の確認
- (i) 絶縁抵抗計を用いて主開閉器から負荷側の電路と大地との間の絶縁抵抗の測定
- (ii) 漏れ電流計を用いて分電盤内等の測定可能な箇所において漏洩電流の測定
上記測定結果に異常が認められる場合は、絶縁抵抗計等を用いて不良回路の調査を実施する。

IV. 中性線の端子部の状態の確認

上記状態確認でねじの緩み等異常が認められる場合は、ねじの増締め等を実施する。

(b) お客さまへの問診等

- i. 調査機関が発行する電気の使用に伴う危険の発生を防止するためのリーフレット等を用いた説明
 - (i) 安全確保のポイント
分電盤の機能、開閉器の種類とその機能、コードやプラグの扱い方、テーブルタップの使い方、アースの取付、電気機械器具の取付、地震時の取扱い等。
 - (ii) 自己診断方法
漏電遮断器テストの必要性和テストの操作方法、コンセントやプラグの定期点検方法等。

ii. 問診

- (i) 前回調査以降の電気機械器具の取付や取替状況、不具合発生箇所等
上記問診の結果、お客さまから居室内の立入りについて求めがあった場合は、実施可能な範囲で目視点検を実施する。

c. お客さま不在時における調査

調査機関は、不在のため「電気設備定期調査ご案内（以下「調査ご案内」という。）」（様式3-4）により通知したお客さまについては、再訪問（2回目訪問）を行うこととし、お客さまから、訪問日時変更希望の連絡があった場合はお客さまの希望日時に、連絡がない場合は電話等により在宅または希望日時を確認し、打合せした日時に訪問する。

このとき、電話等により在宅または希望日時が確認できない場合、またはお客さまがなお不在の場合は、屋外における調査を行う一方、屋外の測定可能な場所において、漏れ電流計により可能な限り絶縁状態の確認を行い、漏れ電流計によって絶縁状態を確認した旨の通知と、調査機関が発行する電気の使用に伴う危険の発生を防止するためのリーフレット等を配布する。なお、測定結果が1 mAを超過するお客さまにはその旨を通知するとともに、停電調査を受けるよう案内した通知書を配布する。また、漏れ電流計により測定が実施できない場合、調査不能としお客さまにはその旨を通知するとともに、求めに応じて調査を実施することを案内した通知書を配布する。

d. お客さまより調査を拒否された場合

屋内に立ち入ることについてお客さまの承諾が得られない場合は、屋外における調査を行う一方、屋内における調査に代えて以下の調査等を実施し、調査拒否の理由および訪問日を付して「定期調査記録書」（様式 3-13）に記入する。

- (a) 屋外の測定可能な場所において、漏れ電流計による測定
- (b) 調査機関が発行する電気の使用に伴う危険の発生を防止するためのリーフレット等の配布
- e. 全廃または休止中で調査できない場合（※必要に応じて甲より情報提供を受ける。）

お客さま不在時における調査に準じて処理する。また、当該一般用電気工作物の所有者、占有者または管理者などの立会いを得ることができる場合は、協力を得て極力調査を実施する。なお、プール施設については、接地工事（接地抵抗測定を含む。）、漏電遮断器および過負荷保護装置の有無についても調査し、接地抵抗は、各接地極ごとに測定する。ただし、床面がコンクリートなどで測定できない場合は、施設状況について目視点検を行う。

(3) 受託電気工作物の調査

受託電気工作物の調査は上記（2）に準じるほか、調査計画担当個所は、承認法人（各県電気工事工業組合）から一般用電気工作物の保安の業務を受託する契約の締結・変更等の通知があった場合は、「受託電気工作物一覧表」を補完・管理し、写を調査機関へ送付する。

(4) 年1回以上調査対象電気工作物等の調査

プール施設および年1回以上調査対象電気工作物の調査は、上記（2）に準じるほか、次による。

- a. 調査機関は、TOiNX から関係された「一般用電気工作物（プール施設）」および「一般用電気工作物（年1回以上調査対象電気工作物）」データについて、前に行った年度から数えて1年目の年度内に調査を実施する。
- b. 調査機関は、プール施設または年1回以上調査対象電気工作物を新たに確認した場合には、調査を実施後、「異動連絡票」に所要事項を記入のうえ、調査計画担当個所に回付する。
- c. 新增設に伴うプール施設および年1回以上調査対象電気工作物の選定は、新增設調査担当個所が行い、「異動連絡票」に所要事項を記入し、その都度調査計画担当個所に回付する。
- d. 調査計画担当個所は、回付された「異動連絡票」により「プール施設一覧表」および「年1回以上調査対象電気工作物一覧表」を補完・管理するとともに、「異動連絡票」を調査機関から回付された場合は受付担当個所に、新增設担当個所から回付された場合は調査機関に、それぞれ1か月分をまとめて翌月15日までに送付する。

(5) 非機械調定分の調査

非機械調定分の調査は、前記（2）によるほか、次による。

- a. 調査計画担当個所は、非機械調定分について、受付担当個所から「申込書」の貸出しを受け、「非機械調定電気工作物一覧表」を作成し、写を調査機関に送付する。
- b. 調査機関は、上記の「非機械調定電気工作物一覧表」により、「調査カード」を作成する。
- c. 新規に発生する非機械調定分については、受付担当個所が発行する「非機械調定分異動内訳表」（様式 3-5）により「非機械調定電気工作物一覧表」を補完・管理するとともに、「非機械調定分異動内訳表」の写を毎月末に調査機関へ送付する。
- d. 調査機関は、「調査カード」により調査を実施する。

6. 調査結果の処理

調査機関は、調査を実施した場合は、「一般用電気工作物調査点検済証（以下「点検済証」という）」（様式 3-6）を引込口開閉器付近に貼り付けるほか次により処理する。

(1) 技術基準に適合している場合

- a. 「電気設備定期調査結果のお知らせ」(様式3-7(1)(例)※)に必要事項を記入し、お客さまに通知する。
- b. 「定期調査記録書」等に必要事項を記入する。

(2) 技術基準に適合していない場合

- a. 「電気設備定期調査結果のお知らせ」(様式3-7(1)(例))および「電気設備不良のお知らせ」(様式3-7(4)(例)※)に必要事項を記入し、お客さまに通知する。
- b. 「定期調査記録書」, 「通知お客さま整理簿兼定期調査記録書」(再調査および改修連絡があり調査を希望されないお客さまを含む)(様式3-9)および「電気設備不良のお知らせ(控)」(様式3-7(2)(例)※)等に必要事項を記入し、一時保管のうえ、再調査に備える。
- c. 絶縁不良のお客さまについては、前月分の調査結果を「通知お客さま整理簿兼定期調査記録書」の写しにより調査計画担当個所に提出する。

なお、調査計画担当個所はこれにより絶縁不良お客さまの個別管理を行い、必要により保安確保の状況ならびに不良率の推移状況などについて確認を行う。

(3) 再調査

調査機関は、お客さまから改修完了の連絡があり、調査の求めがあった場合は、通知箇所について再調査を行う。

また、漏れ電流測定を行ったお客さまから、絶縁測定の希望があった場合は、再調査を行う。再調査の結果は、上記(1), (2)に準じて処理する。

ただし、お客さまへの通知については、「電気設備不良のお知らせ(再調査用)」(様式3-7(3)(例)※)による。

※ 様式3-7(1)~(4)(例)は「特定小売供給約款 IX.保安 67 調査」および「託送供給約款 IX.保安 76 調査」に定める事項をお客さまに通知する様式とし、調査機関で作成する。

(4) 改修促進

不良通知後、3ヶ月程度を目途とし、この期間中のお客さまの再調査の意向確認ができない場合は、下記のように取り扱う。

改修の理解を得るため、改修督促を1ヶ月経過後、2ヶ月経過超過を目途に最低2回程度実施し、3ヶ月を経過しても改修の連絡がないものについては、改修されるまで、年1回以上改修状況の確認を実施する。

b. 不良通知が絶縁不良以外の場合

3ヶ月程度経過後最低1回程度改修督促を実施し、改修促進に努める。

ただし、保安上重要なものについては、絶縁不良の場合に準じた扱いとする。

(5) 再々調査

調査機関は、再通知後お客さまより改修完了の連絡があり、調査の求めがあった場合は、再々調査を実施し、上記(1), (2)に準じて処理する。

(6) 供給停止などの緊急措置を要するお客さまの取扱い

- a. 調査機関は、調査の結果、低圧回路の絶縁抵抗値または漏れ電流計により測定値が次のような場合、上記(2)の処理を行うとともに調査計画担当個所へ不良状況、測定値などをすみやかに連絡する。

(a) 対地電圧 150V 以下で 0.01 MΩ 以下のもの

(b) 対地電圧 150V 超過で 0.02 MΩ 以下のもの

(c) 漏れ電流値が 10mA 以上のもの

- b. 調査計画担当個所は、当社調査担当個所に細部調査を指示する。
- c. 当社調査担当個所は、細部調査を実施し、お客さまの了解のもとに不良個所の切り離しなどの措置をとり、停止個所および測定値を「細部調査連絡処理票」（様式 3-10）に記入のうえ調査機関へ写を通知し、本書を調査計画担当個所に回付する。

なお、お客さまから承諾が得られない場合には、捺印をもらうなどその通知内容、通知した相手方名などを「細部調査連絡処理票」に明記する。
- d. 調査機関は、当該お客さまについて改修完了を確認したときは、上記「細部調査連絡処理票」に、改修完了受理・送電完了月日・測定値などを記入のうえ、調査計画担当個所に返送する。
- e. 調査計画担当個所は、「細部調査連絡処理票」を照合確認し、保管する。

7. 調査結果の報告

- (1) 調査機関は、毎月「一般用電気工作物調査状況表」を作成し、電力センター計を調査計画担当個所に、電力センター別支社計を支社（配電）に、支社別全店計を配電部にそれぞれ提出する。

また、前月分の「通知お客さま整理簿兼定期調査記録書」の写しを調査計画担当個所に提出する。
- (2) 調査機関は、「一般用電気工作物調査年報」（様式 2-7）を作成し、関東東北産業保安監督部東北支部長に報告するとともに、その写を配電部に提出する。

8. 調査委託費の支払い

- (1) 調査機関は、毎月の調査実績について、「調査手数料集計表」および、「調査実施内訳集計表」を作成し、翌月 10 日までに調査計画担当個所に提出する。

ただし、9 月、3 月については期末処理の関係から当該月末までに処理を完了し、調査計画担当個所に提出する。
- (2) 調査計画担当個所は、提出された「調査手数料集計表」および、「調査実施内訳集計表」を審査のうえ、委託手数料の支払手続きをとる。

9. 臨時調査の実施

台風、地震等の災害の発生により、一般用電気工作物に明らかに危険のおそれがあると認められる場合は、調査担当個所が定期調査の調査項目に準じた調査を実施する。

ただし、災害の規模によっては、必要に応じて調査機関などに調査を依頼することができる。

なお、改修を要する個所があった場合は、6. 調査結果の処理を準用する。